

行政事務歴(公務員歴)で行政書士登録をお考えの方へ

行政事務歴(公務員歴)でご登録をお考えの方は、次の①②③を郵送でご提出いただき、行政書士登録申請より前に、行政事務歴のご確認をお願いいたします。

①行政書士資格(公務員歴)事前確認願

②公務員職歴証明書(写し)

※ 勤務されていた官公庁の人事関係部署でお取り寄せください。

※ 各項目を漏れなく記入してください。特に身分(事務吏員、技術吏員等)、階級、役職、職務内容については、正確・詳細にご記入ください(別紙記入例を参照)。

※ 任命権者の押印が必要です。

※ 原本は行政書士登録申請時に必要ですので、本確認では写しをご提出ください。

③返信用封筒

郵送先

大阪府行政書士会事務局【〒540-0024 大阪府大阪府中央区南新町1-3-7】

なお、審査には2ヶ月程度かかります。結果は郵送でご通知いたします。

※審査の状況や内容により、日本行政書士会連合会における確認・再審査等が行われる場合があります、その際は上記期間よりお時間をいただくことがあります。

【行政書士法 抜粋】

第2条(資格) 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。

- 6 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間(中略)が通算して20年以上(学校教育法(略)による高等学校を卒業した者その他同法第90条に規定する者にあつては17年以上)になる者

【行政事務とは】

法第2条第6号が定められた趣旨は、公務員として官公署において行政事務を長期間にわたって担当してきた経験を有する者は、行政書士の主たる業務である官公署に提出する書類の作成に相当精通していると考えられることから、そのような者には行政書士試験合格者と同程度の資質を与えても差し支えないということです。

従って「行政事務」の用語もそのような法の精神に基づいて解釈されます。
単なる労務、純粋な技術、単なる事務の補助は、行政事務に含まれません。

★行政事務を担当する者であるかどうかは、基本的には次の基準によります。

(1) 文書の立案作成、審査等に関連する事務であること。(文書の立案作成とは、必ずしも自ら作成することを要せず、広く事務執行上の企画等も含む。)

(2) ある程度その者の責任において事務を処理していること。

⇒すなわち、単に職務の一部に書類の作成等が含まれているだけでは足りず、その者の職務の内容が、全体として上記(1)(2)に該当することが必要です。

【事前確認制について】

行政事務歴は、基本的には上記の基準及び個々の具体的な職務内容により判断されます。大阪府行政書士会では、公務員としての経歴が行政事務歴に該当するかどうかについて、事前に日本行政書士会連合会に確認することにしてありますので、行政事務歴での行政書士登録申請をされる場合は、この事前確認を受けていただきますようお願いいたします。

行政事務歴に関する詳細についてのお問い合わせはご遠慮ください。

公務員職歴証明書(記入例)

| | | | | | |
|--------|------------------|------|------------------|-------|---------|
| (ふりがな) | ぎょうせい たろう | 生年月日 | 明・大・(印) 年 月 日(才) | 性別 | (1男) 2女 |
| 氏名 | 行政 太郎 | 旧氏名 | | 改姓年月日 | 年 月 日 |
| 現住所 | 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号 | | | | |

| NO. | 年月日 | 所属部署 | 身分階級等 | 役職名 | 職務内容 | 発令庁 |
|-----|------------|--------|-------|------|------------------------------------|-------|
| 1 | 昭和 47 4 1 | 〇〇部〇〇課 | 備 | 事務員 | 〇〇に関する維持管理・整備 | 〇〇市役所 |
| 2 | 昭和 50 4 1 | 〇〇部〇〇課 | 備 | 事務員 | 〇〇に関する維持管理・整備 | 〇〇市役所 |
| 3 | 昭和 53 4 1 | 〇〇部〇〇課 | 事務吏員 | 主事補 | 〇〇に関する事務・文書作成・起案 | 〇〇市役所 |
| 4 | 昭和 57 4 1 | 〇〇部〇〇課 | 事務吏員 | 主事補 | 〇〇に関する事務・文書作成・起案 | 〇〇市役所 |
| 5 | 昭和 60 4 1 | 〇〇部〇〇課 | 事務吏員 | 主任主事 | 〇〇に関する事務・企画・文書立案 | 〇〇市役所 |
| 6 | 昭和 63 4 1 | 〇〇部〇〇課 | 事務吏員 | 係長 | 〇〇に関する事務・企画・文書立案 | 〇〇市役所 |
| 7 | 平成 5 4 1 | 財団法人×× | 事務吏員 | 係長 | 財団法人××へ出向(～H7.3.31) ××に関する管理・運営 | 〇〇市役所 |
| 8 | 平成 7 4 1 | 〇〇部〇〇課 | 事務吏員 | 課長補佐 | 〇〇に関する企画・総括補佐 | 〇〇市役所 |
| 9 | 平成 8 4 1 | 〇〇部〇〇課 | 事務吏員 | 課長補佐 | 〇〇に関する企画・総括補佐 | 〇〇市役所 |
| 10 | 平成 15 4 1 | 〇〇部〇〇課 | 事務吏員 | 課長 | 〇〇業務全般の統括 | 〇〇市役所 |
| 11 | 平成 19 4 1 | 〇〇部〇〇課 | 職員 | 課長 | 〇〇業務全般の統括 | 〇〇市役所 |
| 12 | 平成 19 8 31 | 定年退職 | | | | |
| 13 | | | | | | |

必ず退職の年月日及び退職の事実が分かるように記入してください。

地方公務員においては平成19年4月1日より地方自治法の一部改正により「吏員制度」は廃止となりました。平成19年3月31日迄の期間については「事務吏員」か「技術吏員」かを必ず記入してください。平成19年4月1日以降は「職員」との記載になります。自衛隊・警察等の場合は階級を記入してください。

行政書士試験に替わる資格を担保するため、審査の対象となる重要な書類ですので、職務内容についてはできるだけ詳しく記入してください。出向や休職期間についても正確に記入してください。記入しきれない場合には、別紙として「職務の詳細」を添付してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成19年9月 * * 日

退職日以前の日付の証明書は無効です。
退職日と同日付のものは有効です。

任命権者 官 職 〇〇市役所
氏 名 氏 名 △山 △之助
〇〇市長の印

証明書が複数枚にわたる場合には、必ずページ間に任命権者の契印もしくは証明書ごとの公印が必要です。両面での証明は行なわないでください。

【よくあるご質問(FAQ)】

～制度に関するご質問～

Q. 本手続き(行政事務歴の事前確認)で、行政書士の資格は取得できますか？

→ いいえ、本手続きは行政書士の「資格」を取得する手続きではありません。

※本手続きは、行政書士の資格を「取得する」ものではありません。行政書士法に定める資格要件(第2条第1項各号)を満たすかどうかを、登録申請に先立って事前に確認するためのものです。

Q. 「特認制度」とは正式な制度名ですか？

→ いいえ、「特認制度」は行政書士法に定められた正式な名称ではありません。

※「特認制度」という言葉は、あくまで民間で便宜的に使われている呼称であり、正式な制度名ではありません。当会では、行政書士法に基づく「登録資格の要件」として、行政事務歴の有無を確認する手続きを行っています。

～事前確認の手続きについて～

Q. 任命権者欄の押印がなくても事前確認はできますか？

→ いいえ、事前確認を行うためには、任命権者欄に押印が必要です。

※この押印は、証明書の内容が公的に認められたものであることを担保する重要な要件です。押印がない場合は、書類の真正性を確認できないため、事前確認を実施することができません。

Q. 公務員在職中でも事前確認願は出せますか？

→ はい、在職中でも提出可能です。

※ただし、行政書士としての登録は「開業」(＝事務所設置と業務開始)を伴うため、登録申請にあたっては、所属機関(任命権者)の兼業規定をご確認のうえ、必要に応じて許可を受けていただく必要があります。

Q. どの単位会に事前確認願を提出すればよいですか？

→ 登録を予定している都道府県の行政書士会にお問い合わせのうえ、手続きの流れをご確認ください。

※行政事務歴による登録の際は、会によって事前確認の有無や運用方法が異なる場合があります。

Q. 自分の職歴が行政事務に該当するか判断してもらえますか？

→ 個別の可否判断にはお答えできません。まずは事前確認願をご提出ください。

～申請書記入に関するご質問～

Q. 任命権者欄の日付は何を書けばよいですか？

→ 任命権者の押印を受けた日付をご記入ください。

Q. 職歴証明書に書く「職務内容」はどう記載すればよいですか？

→ 行政事務に該当する業務内容がわかるよう、できるだけ具体的に記載してください。

Q. 最終学歴は、高卒で入職後に大卒となった場合どちらを書けばよいですか？

→ 最終的に卒業された学歴(この場合は大学卒業)をご記入ください。

～登録(開業)に関するご質問～

Q. 公務員在職中でも、行政書士として登録申請することは可能ですか？

→ はい、行政書士登録の申請は在職中の公務員の方でも受け付け可能です。

ただし、行政書士の登録は「開業」(＝事務所の設置および業務の開始)を意味します。そのため、公務員法に基づく兼業制限に抵触しないことが必要です。

当会では、申請時に「在職中の公務員として行政書士業務を行うことが禁止されていないこと」を証明する書類(疎明資料)のご提出をお願いしています。たとえば以下のような資料が該当します。

・兼業に関する規程(行政書士業務が明確に禁止されていないことが確認できるもの)

・兼業許可申請書および承認書 等

※最終的に登録の可否については、行政書士登録審査会において審査・判断されます。

ご提出いただいた書類により「兼業禁止に該当しないこと」が確認される場合に限り、登録が認められることとなります。

Q. 行政書士使用人としての登録であれば、公務員でも事務所を設置せずに登録できますか？

→ はい、行政書士法人等において「行政書士使用人」として登録される場合でも、在職中の公務員の方による申請は受け付け可能です。

行政書士使用人は、自ら事務所を設置する必要はありませんが、行政書士として名簿に登録され、報酬を得て業務を行う立場にあるため、行政書士としての業務が兼業規制に抵触しないことが求められます。

当会では、申請時に「在職中の公務員として行政書士業務を行うことが禁止されていないこと」を証明する書類（疎明資料）のご提出をお願いしています。たとえば以下のような資料が該当します。

- ・兼業に関する規程（行政書士業務が明確に禁止されていないことが確認できるもの）
- ・兼業許可申請書および承認書 等

※最終的に登録の可否については、行政書士登録審査会において審査・判断されます。

ご提出いただいた書類により「兼業禁止に該当しないこと」が確認される場合に限り、登録が認められることとなります。